

なくてはならなくなります。

従来必要がなかった消費税申告を行なうための手間はもちろんですが、消費税を納税することになりますから、売手にとってはコストアップになります。

そこで、3年間は後述する2割特例が設けられましたが、今後の

実際の負担を見極めながら、必要に応じて、価格交渉に応じることになります。

### ◆インボイス登録するか検討中の取引先に対して

次に、取引先である免税事業者が、周りの様子を見てインボイス

発行事業者の登録を行なうかどうかを判断したいという場合もあるでしょう。

この場合には、6年間、一定割合の仕入税額控除ができる「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」が設けられています。この経過措置を考慮しながら、当面の価格交渉を行なうこととなります。

### ◆インボイス登録しない取引先に対して

そして、免税事業者がインボイス発行事業者となることによる手間と負担を考えると、今後も免税事業者のままという場合も考えられます。この場合は、当面は経過措置の適用もできませんが、将来的なことも考え、取引自体を見直す選択肢もあるでしょう。

なお、インボイス制度開始後は、3万円未満の公共交通機関の運賃や自販機への支払い等、インボイスの交付を受けることが困難な取引に限って帳簿のみの保存で仕入税額控除ができることとされています。また、一定規模以下の事業者の場合は、6年間は1万円未満の課税仕入れについては、インボイスがなくても仕入税額控除

ができます。

### 免税事業者等を対象とした経過措置

次に、課税事業者が免税事業者との取引で関係する「2割特例」「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」や「帳簿のみの保存での仕入税額控除」などについて見ていきます。

#### 2割特例

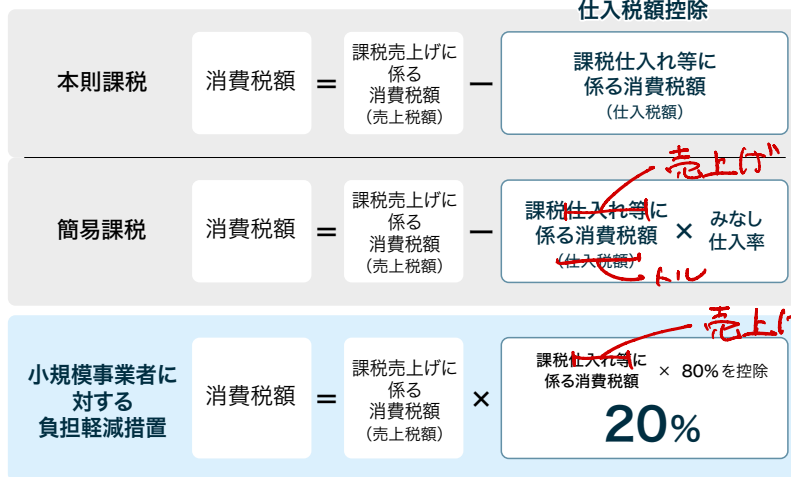
取引先である免税事業者から、インボイスを交付してもらうには、インボイス発行事業者の登録を行なってもらうのが理想的ですが、免税事業者の立場からすれば負担が増えることになります。

そのため、激変緩和措置として、導入から3年間は、一定の要件を満たす小規模事業者を対象に、本来収めるべき消費税の売上税額の2割の負担で済むように措置されました（「インボイス発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」。以下この制度を「2割特例」といいます）。  
制度の概要は、図表1のとおりです。

## 【図表1】2割特例の概要

### ◎小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

#### （消費税額の計算）



- 注1) 令和5年10月1日から3年間の激変緩和措置として納税額を売上税額の2割に軽減。  
2) 令和8年9月30日の属する課税期間まで適用(個人事業者は令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象)。  
3) 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者が対象。  
4) 適用に当たって、事前の届出不要で、申告時に選択適用可能(申告書にその旨を付記)。  
5) 軽減措置の適用を受けた翌課税期間中に簡易課税適用の届出を提出した場合、その翌課税期間から簡易課税が適用される。